第６回　熊本市教育行政審議会　次第

令和8年（２０２６年）１０月5日（月）９：３０～１２：３０

熊本市役所議会棟　予算決算委員会室

１　開　会

２　前回の審議のまとめ

３　協議
〇熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

４　諸 連 絡

５　閉　会

第6回　熊本市教育行政審議会　座席表

日時：令和8年（2026年）10月5日（月）9：30～
場所：熊本市役所議会棟2階　予算決算委員会室

報道関係者（報道カメラエリア）・傍聴席

熊本学園大学社会福祉学部教授
社会福祉学部長
出川　聖尚子　会長

会　長

日本大学文理学部教授
末冨　芳　委員

熊本市教育委員
村田　槙　委員

臨床心理士
スクールカウンセラー
江﨑　百美子　委員

保護者
西村　則子　委員

熊本市立高橋小学校長
西　崇伯　委員

オンライン
兵庫教育大学大学院
学校教育研究科教授/弁護士
神内　聡　委員

日本体育大学大学院
体育科学研究科教授
南部　さおり　委員

熊本大学名誉教授
吉田　道雄　委員

弁護士
村田　晃一　委員

教育ジャーナリスト
星槎大学客員教授
中西　茂　委員

熊本市立北部中学校長
打出　敬　委員

（事務局）

熊本市教育行政審議会委員

	区分	氏名	所属団体・役職等
1	学識経験者	出川　聖尚子	熊本学園大学社会福祉学部教授・社会福祉学部長
2	学識経験者	南部　さおり	日本体育大学大学院体育科学研究科教授
3	学識経験者	末冨　芳	日本大学文理学部教授
4	学識経験者	神内　聡	兵庫教育大学大学院学校教育研究科教授 弁護士
5	学識経験者	吉田　道雄	熊本大学名誉教授 熊本市いじめ防止等対策委員
6	地方教育行政関係者	村田　槙	熊本市教育委員
7	法曹関係者	村田　晃一	弁護士
8	医療福祉関係者	江﨑　百美子	臨床心理士 スクールカウンセラー
9	報道関係者	中西　茂	教育ジャーナリスト 星槎大学客員教授
10	保護者	西村　則子	保護者
11	教職員	打出　敬	熊本市立北部中学校長
12	教職員	西　崇伯	熊本市立高橋小学校長

【委員の任期】令和7年（2025年）7月1日～令和9年（2027年）3月31日
11・12に関しては令和7年（2025年）8月1日～令和9年（2027年）3月31日

第６回　熊本市教育行政審議会資料

令和８年（２０２６年）１０月５日（月）
熊本市教育委員会事務局

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

２　今後のスケジュール

【協議資料】
１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】

【参考資料】
１　第５回までの審議のまとめ
２　吉田道雄委員提供の論文

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

はじめに

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向
　　１　いじめの定義
　　２　いじめ対応の考え方

第２章　いじめに対する平時の備え（未然防止）
　　１　児童生徒
　　（１）自他の尊重
　　（２）いじめ防止への姿勢
　　（３）いじめの発見・相談につなぐ行動
　　２　家庭・地域
　　（１）規範意識を向上させるための家庭教育の充実
　　（２）家庭・地域の役割
　　（３）地域の見守り

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

第２章　いじめに対する平時の備え（未然防止）
　　３　学校
　　（１）支持的風土の醸成のための校内研修の実施
　　（２）「学校いじめ防止等基本方針」の策定
　　（３）学校いじめ防止等対策委員会の設置と運用
　　（４）警察等関係機関との連携強化
　　（５）インターネットに起因するいじめへの対応
　　４　教育委員会
　　（１）研修体制の充実・整備
　　（２）熊本市いじめ防止等対策委員会の設置と運用
　　（３）局内や市長部局、警察等関係機関との連携
　　（４）教育委員会が行うその他必要な施策

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

第３章 いじめの対応について（早期発見・早期対応）
　１　いじめを早期に発見するための対策
　２　発見と事実確認
　３　いじめの対応レベル判断から解決に向けて
（１）教育的機会として見守るレベル（レベル１）
（２）積極的に支援するレベル（レベル２）
（３）強制的に介入するレベル（レベル３）
（４）教育委員会の対応

特に審議をお願いしたいポイント
①警察等関係機関との連携について
②出席停止等の措置の運用に向けたフローや基準の整理について

　４　報道機関への対応

特に審議をお願いしたいポイント
③報道機関への適切な対応について

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

第４章　重大事態への対処
　１　教育委員会又は学校による調査
（１）重大事態の意味
（２）重大事態の発生と報告
（３）重大事態に対する調査及び組織
（４）調査結果の報告
（５）調査結果の公表
　２　市長による再調査及び措置
（１）再調査
（２）再調査の結果を踏まえた措置等

１　熊本市いじめ防止等基本方針【改定案】の検討

第５章　再発防止への取組
　１　いじめについての共通理解
　２　いじめに向かわせない態度・能力の育成
　３　いじめが起きにくい集団の育成
　４　児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

おわりに

２　今年度のスケジュール

熊本市教育行政審議会（令和８年度）			
令和８年	６月１日	第４回	前回のまとめ、論点に関する意見交換
	７月１３日	第５回	熊本以いじめ防止等基本方針【骨子案】についての検討
	１０月５日	第６回	熊本以いじめ防止等基本方針【改定案】についての検討
	１１月５日	第７回	熊本以いじめ防止等基本方針【改定案】についての検討
令和９年	１月予定	手交式	答申手交式
	３月		教育委員会会議で議決

熊本市いじめ防止等基本方針（改定案）

平成２６年３月策定
平成３０年１月改定
令和７年３月改定
令和９年３月改定

熊本市

はじめに

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向
１　いじめの定義
２　いじめ対応の考え方

第２章　いじめに対する平時の備え（未然防止）
１　児童生徒
（１）自他の尊重
（２）いじめ防止への姿勢
（３）いじめの発見・相談につなぐ行動
２　家庭・地域
（１）規範意識を向上させるための家庭教育の充実
（２）家庭・地域の役割
（３）地域の見守り
３　学校
（１）支持的風土の醸成のための校内研修の実施
（２）「学校いじめ防止等基本方針」の策定
（３）学校いじめ防止等対策委員会の設置と運用
（４）警察等関係機関との連携強化
（５）インターネットに起因するいじめへの対応
４　教育委員会
（１）研修体制の充実・整備
（２）熊本市いじめ防止等対策委員会の設置と運用
（３）局内や市長部局、警察等関係機関との連携
（４）教育委員会が行うその他必要な施策

第３章 いじめの対応について（早期発見・早期対応）
１　いじめを早期に発見するための対策
２　発見と事実確認
３　いじめの対応レベル判断から解決に向けて
（１）教育的機会として見守るレベル（レベル１）
（２）積極的に支援するレベル（レベル２）
（３）強制的に介入するレベル（レベル３）
（４）教育委員会の対応
４　報道機関への対応

第４章　重大事態への対処
１　教育委員会又は学校による調査
（１）重大事態の意味
（２）重大事態の発生と報告
（３）重大事態に対する調査及び組織
（４）調査結果の報告
（５）調査結果の公表
２　市長による再調査及び措置
（１）再調査
（２）再調査の結果を踏まえた措置等

第５章　再発防止への取組
１　いじめについての共通理解
２　いじめに向かわせない態度・能力の育成
３　いじめが起きにくい集団の育成
４　児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

おわりに

はじめに

いじめ問題は、児童生徒のみならず全ての大人に関わる問題であり、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、心身の健全な成長や人格の形成に重大な影響を与えるばかりでなく、生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがある深刻な問題である。これまでもいじめを背景として尊い命が失われる痛ましい事案が発生しており、学校におけるいじめ問題は社会全体の課題となっている。

このような状況を踏まえ、平成２５年９月にいじめ防止対策推進法（平成２５年法律第７１号。以下「法」という。）が施行され、同年１０月には「いじめ防止等のための基本的な方針」（文部科学大臣決定。以下「国の基本方針」という。）が定められた。いじめ問題への対応力は、我が国の教育力と国民の成熟度の指標であるとの認識のもと、本市においても平成26年3月に「熊本市いじめ防止等基本方針」（以下「市の基本方針」という。）を策定し、本市教育委員会を中心として、「いじめのサインを見逃さない、いじめを許さない、いじめが起こりにくい集団づくり」を基本に、家庭・地域・関係機関と連携しながら、いじめの未然防止、早期発見及び早期対応に取り組んできた。

いじめ防止等の対策は、全ての児童生徒が安心して学校生活を送ることができるよう、学校活動全体を通じて実施されなければならない。そのためには、児童生徒の心身に深刻な影響を及ぼすいじめが決して許されない行為であることを、全ての児童生徒が十分に理解し、集団全体にいじめを許容しない風土を醸成することが重要である。

一方で、児童生徒の成長過程では、対人関係における一定のトラブルが生じることは避けられない。むしろ、そのような摩擦や失敗を経験しながら、自己理解や他者理解を深め、主体的に問題を解決する力を身につけることは、児童生徒の発達上も必要なことである。そのため、もし大人が児童生徒の人間関係におけるトラブルを一切許容せず、全てをいじめであるとして過剰に介入してしまえば、児童生徒が摩擦や失敗から学び、成長する機会を奪うことにもなりかねない。そうであれば、児童生徒を見守る保護者や教職員には、トラブルの態様、背景、人間関係、継続性、故意性及び被害の程度等を見極めて、介入の要否や程度を判断することが求められる。

したがって、本市においては、児童生徒の安全を最優先とする姿勢を堅持しつつ、人間関係上の問題を主体的に解決する経験が教育的機会となることも認識し、児童生徒の安全と成長を両立するいじめ防止等対策を目指すこととする。

このような考えのもと、市の基本方針を改定し、国・県・市・学校・家庭・地域その他の関係者が連携して、いじめの防止、早期発見及び対処を総合的かつ効果的に推進し、全ての児童生徒の最善の利益の実現と、いじめ問題の克服を目指すものである。

第１章　いじめの防止等のための対策の基本的な方向

１　いじめの定義

法第２条において、いじめとは、「児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。」と定義されている。

「一定の人的関係」とは、学校・学級・部活動・塾・スポーツクラブ等、学校内外を問わず当該児童生徒が関わっている何らかの人間関係を指す。

「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、物を隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。

現在、本市ではこの定義に基づいていじめの認知と対応を行っているが、児童生徒が成長する上で経験する対人関係の摩擦もいじめとして捉えられ、児童生徒の成長の機会が失われていると同時に教職員がいじめ事案への対応に多くの時間と労力を費やしている。

そこで本市は、法第２条の定義でのいじめの認知を行いつつ、いじめの状況から児童生徒にとって必要な経験は何かを学校が判断し、いじめへの対応を行う。

２　いじめ対応の考え方

本市では、定義に基づいていじめを認知した際、そのいじめの態様、背景、人間関係、継続性、故意性および被害の程度などからこどもの最善の利益を考慮し、いじめアセスメントシート（※）を用いて、教育的機会として見守るレベル（レベル１）、積極的に支援するレベル（レベル２）、強制的に介入するレベル（レベル３）の対応を行う。

※いじめアセスメントシートとは、いじめのレベルを学校が判断するための基準を示したものであり、令和８年度に熊本市が独自に作成した。

第２章　いじめに対する平時の備え（未然防止）

１　児童生徒

（１）自他の尊重

児童生徒は、自分のよさや可能性を見つめ、自分がかけがえのない存在であることと他者との違いを認め、互いを理解し尊重するよう努める。

（２）いじめ防止への姿勢

児童生徒は、誰もがいじめを行う側にも、いじめを受ける側にもなる可能性があることを理解し、いじめをしない、させない見方や行動を身に付けるとともに、いじめを見過ごさず、よりよい人間関係づくりに主体的に取り組む。

（３）いじめの発見・相談につなぐ行動

児童生徒は、自分がいじめを受けたときには、一人で抱え込まずに周囲に相談し、周囲にいじめを発見したときには、学校の教職員や保護者等に伝える。

２　家庭・地域

（１）規範意識を向上させるための家庭教育の充実

家庭は、学校や地域と連携しながら児童生徒がよりよい人間関係を築き、主体的にいじめ問題の解決に取り組む態度を育成する。また、いじめをしない、させない意識を育てるとともに、困ったときに相談する力や、インターネットを適切に利用する力の育成に努める。

（２）家庭・地域の役割

家庭・地域は、いじめを発見したとき又はその疑いがあると思われるときは、学校、関係機関、その他の相談窓口等に情報を伝え、早期の対応や支援につなげる。

（３）地域の見守り

地域は、児童生徒が健やかに成長できるよう、家庭や学校と連携しながら見守りを行う。また、いじめを見逃さず適切な支援につなげるとともに、児童生徒が人との関わりの中で学び、成長できる環境づくりを支える。

３　学校

（１）支持的風土の醸成のための校内研修の実施

学校は、児童生徒一人一人を大切にし、互いに認め合い支え合う学校づくりを進めるため、いじめをはじめとする生徒指導上の諸課題等に関する校内研修を年間指導計画に位置づけ実施する。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用し、教職員の児童生徒

理解や相談対応に関する資質・能力の向上を図る。

（２）「学校いじめ防止等基本方針」の策定

学校は、国及び市の基本方針を踏まえ、学校の実情に応じた「学校いじめ防止等基本方針」を策定する。その際、保護者や地域の意見を反映するとともに、策定後は教育委員会への提出及び年間指導計画の報告を行う。また、方針を公表し、入学時や各年度当初に児童生徒、保護者、関係機関等へ内容を周知する。

（３）学校いじめ防止等対策委員会の設置と運用

学校は、法第２２条に基づき、いじめの防止、早期発見及び適切な対処を組織的かつ実効的に推進するため、(学校名)いじめ防止等対策委員会を常設し、年間２回以上の開催に努め、以下の取組を行う。

① 「学校いじめ防止等基本方針」の策定・見直し及び取組の評価
② いじめの実態把握と未然防止に向けた具体的方策の検討
③ 外部専門家の知見の活用
④ いじめ事案への組織的対応の推進及び協議・調整
⑤ 重大事態発生時における教育委員会との連携対応

学校いじめ防止等対策委員会は、管理職、生徒指導担当、学年主任、養護教諭、学級担任等の教職員を中心に、必要に応じて心理・福祉等の専門家や関係者で構成する。また、状況に応じてＰＴＡや学校運営協議会委員等の地域関係者へ情報提供を行い、その意見を聴くことができる。

（４）警察等関係機関との連携強化

学校は、いじめを行った児童生徒に対して、教職員の共通理解の下、保護者や関係機関・専門機関と連携しながら指導・支援を行う。また、いじめを受けた児童生徒及びその保護者に寄り添いながら支援体制を整えるとともに、必要に応じて関係機関と連携する。さらに、いじめが犯罪行為に当たる場合や児童生徒の生命・身体に重大な被害が生じるおそれがある場合には、警察と連携し迅速かつ適切に対処する。

（５）インターネットに起因するいじめへの対応

学校は、インターネットや携帯電話、スマートフォン等を利用したいじめが疑われる場合には、速やかに事実確認を行う。また、必要に応じて関係機関と連携し、被害の防止や解決に向けた対応を行う。さらに、インターネット上のいじめが重大な人権侵害にあたり、被害者等に深刻な傷を与えかねない行為であることを児童生徒に理解させる取組を行う。

４　教育委員会

（１）研修体制の充実・整備

教育委員会は、いじめの防止等の対策を適切に推進するため、教職員研修の充実を図り、校長をはじめ全ての教職員のいじめ問題への対応力やリスクマネジメント能力の向上に努める。また、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等の専門家を活用した校内研修を推進し、児童生徒への理解や相談対応に関する知識及び技能の向上を図るとともに、初任者研修や臨時的任用教員研修等を通して、経験の浅い教職員の指導力向上に努める。

（２）熊本市いじめ防止等対策委員会の設置と運用

教育委員会は、法律第１４条第３項に基づいて、いじめ問題に対する具体的な施策の検討や効果の検証を行うため、熊本市いじめ防止等対策委員会を設置する。熊本市いじめ防止等対策委員会は、専門的な立場から次のような役割を担う。

①　いじめ防止等に関する専門的な調査・審議及び教育委員会への提言
②　学校からのいじめに関する通報・相談への対応及び第三者機関としての問題解決支援
③　教育委員会が必要と判断した場合における、法第２４条に基づくいじめ事案の調査
④　いじめによる重大事態（法第２８条）が発生し、教育委員会が調査を行うと判断した場合の速やかな調査・対応
⑤　熊本市いじめ防止等対策委員会は、教育長が委嘱する弁護士、学識経験者、臨床心理士又は公認心理師、医師の専門家で構成する。

（３）局内や市長部局、警察等関係機関との連携

①　教育委員会による関係機関との連携

教育委員会は、こどもの権利サポートセンター、児童相談所、医療機関、熊本地方法務局等と連携し、児童生徒の悩み相談やいじめ防止に対応する体制づくりを推進するとともに、警察やスクールサポーターとの連携を強化し、いじめの未然防止や早期発見に努める。また、警察署や交番との顔の見える関係づくりを進めながら、熊本県学校等警察連絡協議会、地区学校等警察連絡協議会、広域学校等警察連絡協議会への参画や非行防止ネットワーク会議の開催を通して、関係機関との円滑な連携体制の構築を図る。

②　庁内関係課との連携

本市は、教育委員会を中心に庁内関係課との連携を図るため、情報の共有化を図る機会を設け、いじめ問題を解消する取組について検討し、関係

部署が連携してその推進に努める。

（４）教育委員会が行うその他必要な施策

① 教育委員会は、教職員が児童生徒と向き合い、いじめの防止等に適切に取り組めるようにするため、教職員が行う業務を見直し、いじめに十分に対応ができる時間の確保を図る。

② 教育委員会は、熊本市立小中学校の管理運営に関する規則で基づく出席停止の制度や手続きににについて、学校や保護者へ周知する。

③ 教育委員会は、学校評価及び教員評価において、いじめの問題を取り扱うに当たっては、いじめの有無やその多寡のみを評価するのではなく、未然防止の取組や発生時の対応状況等を適切に評価するよう必要な指導・助言を行う。

④ 教育委員会は、いじめを受けた児童生徒と、いじめを行った児童生徒が異なる学校に在籍している場合でも、指導や助言を適切に行うことができるようにするため、生徒指導主任・主事会等を通じて学校相互間の連携・協力体制の整備に努める。

⑤ 教育委員会は、保護者がこどもの規範意識を育み、法に規定された保護者の責務等を果たしながら適切に関わることができるよう、家庭教育学級等での啓発活動や相談窓口の周知等によって家庭への支援を行う。

⑥ 教育委員会は、学校評議員制度等を活用し、保護者や地域住民が学校が抱える課題を共有し、地域全体で解決に取り組む仕組みづくりを推進する。

第３章 いじめの対応について（早期発見・早期対応）

１　いじめを早期に発見するための対策

いじめの早期発見のため、定期的なアンケート調査や相談体制の整備を行う。また、いじめを受けた児童生徒や、いじめを見たり聞いたりした児童生徒が、早い段階で周囲の大人に相談できるよう、早期発信の意識と態度を育成する。

教職員は、日常的に児童生徒との積極的な関わりをもつことで、児童生徒が安心して相談できる信頼関係づくりに努める。

① 定期的なアンケート調査や教育相談の実施により、いじめの実態把握に取り組む。

② 「いじめのチェックリスト（保護者用）」を定期的に活用し、その結果を分析して指導や支援に活かす。

③ 保健室の機能を生かした健康相談体制の充実を図る。また、医療機関をはじめとした地域の関係機関等との連携を図るとともに、スクールソーシャルワーカー、スクールカウンセラー、心のサポート相談員、学校教育コンシェルジュ等による相談・支援体制を整備する。

④ こどもの権利サポートセンターをはじめとする相談機関について周知し、児童生徒や保護者が必要に応じて相談できる環境づくりに努める。

⑤ 教職員は、日常的に児童生徒の様子に目を配り、生活ノート等を活用して交友関係や悩みを把握する。

⑥ 全ての教職員が、児童生徒の心身の状況に配慮した健康観察に取り組む。

⑦ 養護教諭と担任が連携し、健康相談等を通して、いじめの早期発見と迅速な対応に努める。

２　発見と事実確認

いじめは、教職員による発見のほか、児童生徒や保護者からの相談や訴え、きずなアンケート等を通して発見（認知）される。教職員がいじめ行為を直接発見した場合は、直ちに行為を制止するとともに、その場で状況を把握する。その後は学年主任や生徒指導主任・主事、管理職へ報告し、複数の教職員による組織的な対応レベル判断を行う。

学校がいじめの疑いを認知した際には、必要な対応や措置を講じるため、速やかに事実を確認する。いじめの態様や背景、人間関係、被害の程度等に応じて、学校いじめ防止等対策委員会を開催し、事実確認の段階から組織的に対応する。また、緊急性や事案の状況に応じて、授業等を調整しながら事実確認を進めるが、関係する児童生徒を含め、全ての児童生徒の学習機会が損なわれないよう十分配慮する。

事実確認に当たっては、録音やメモ等により記録を作成・保存する。

また、聴き取りを受けた児童生徒への継続的な見守りや必要に応じたカウンセリングなどの支援を行う。さらに、確認した事実や今後の対応方針を教育委員会へ報告し、学校全体で情報を共有しながら、組織的かつ継続的な支援・対応を進める。

３　いじめの対応レベル判断から解決に向けて

学校は、いじめアセスメントシートを活用し、いじめの態様、背景、人間関係、継続性、故意性及び被害の程度等を総合的に確認し、事案の状況に応じて、教育的機会として見守るレベル（レベル１）、積極的に支援するレベル（レベル２）、強制的に介入するレベル（レベル３）のいずれに該当するかを判断し、適切に対応する。

（１）教育的機会として見守るレベル（レベル１）

① 担任や学年の教職員は、いじめを受けた児童生徒の安全や心情に十分配慮しながら、いじめを行った児童生徒といじめを受けた児童生徒が主体的に問題を解決できるよう支援する。

② 学校管理職は、担任や学年の教職員に対して必要な助言や協力を行い、適切に対応できるよう支援する。

③ 担任や学年の教職員は、いじめを受けた児童生徒及びいじめを行った児童生徒の保護者に対して、事案の経緯や学校の対応について説明するとともに、必要に応じて協力を求める。

（２）積極的に支援するレベル（レベル２）

① 学校は、いじめを受けた児童生徒に対し、傾聴する、思いに寄り添う等、その児童生徒の安全と安心を最優先に確保する。

② 学校は、いじめを行った児童生徒に対し、必要に応じて、期間を定めて座席を離す、登下校時間をずらす等の措置をとる。

学校は、いじめを行った児童生徒に対し、自らの行為を振り返る機会を確保する。具体的には、担任、生徒指導担当等が面談を重ね、児童生徒の考えや気持ちを引き出しながら自己の行動を振り返らせ、自己理解や行動改善を促す。

③ 学校は、いじめを受けた児童生徒とその保護者及びいじめを行った児童生徒とその保護者に指導方針を説明する。

（３）強制的に介入するレベル（レベル３）

① 学校は、いじめを受けた児童生徒に対し、傾聴する、思いに寄り添う等、その児童生徒の安全と安心を最優先に確保する。

② 学校は、いじめを行った児童生徒に対し、必要に応じて、期間を定めて別室や他の学級等で学ばせる等の措置をとる。（※）

学校は、いじめを行った児童生徒に対し、自らの行為を振り返る機会を

確保する。具体的には、管理職や担任、生徒指導担当等が継続的な面談を行い、児童生徒の考えや気持ちを引き出しながら自己の行動を振り返らせるほか、必要に応じてスクールカウンセラーや警察スクールサポーターと連携して自己理解や行動改善を促す。また、適切な人間関係の築き方を学び、振り返りの成果を言葉や行動で表現できるよう支援し、再発防止と成長につなげる。

学校は、いじめを受けた児童生徒の生命又は身体に重大な危険が生じるおそれのある暴行及び恐喝、性暴力等の触法行為について、警察と連携しながら適切に対応する。

③　学校は、いじめを受けた児童生徒の保護者及びいじめを行った児童生徒の保護者に指導方針を説明する。

※　学校は、別室登校等のいじめを行った児童生徒の状況の改善やその変容、いじめを受けた児童生徒や学級の受け入れ状況等を踏まえながら、段階的に教室に戻すことができる。

（４）教育委員会の対応

①　学校への支援

教育委員会は、学校からいじめの報告を受けたとき、その対応の状況を確認し、事実関係を正確に把握する。その後、児童生徒に対する支援体制や保護者への連絡方法、初期対応、関係機関との連携やスクールロイヤーの活用等、いじめの解決に向けた学校の対処方法について指導・助言を行う。

②　出席停止等の措置

教育委員会は、いじめを行った児童生徒の保護者に対して学校教育法（昭和２２年　法律第２６号）第３５条第１項（同法第４９条において準用する場合を含む。）の規定に基づき、当該児童生徒の出席停止を命ずる等、いじめを受けた児童生徒、その他の児童生徒が安心して教育を受けられるよう必要な措置を講ずる。

いじめを行った児童生徒に対して出席停止の措置を行った場合には、出席停止の期間における学習への支援など教育上必要な措置を講じ、当該児童生徒の立ち直りを支援する。

また、いじめを行った児童生徒及びその保護者、又はいじめを受けた児童生徒及びその保護者が希望する場合には、就学校の指定の変更や区域外就学等の弾力的な対応を検討する。

③　緊急時における専門家の活用

教育委員会は、学校で緊急事態が発生した場合、それに対応する相談員やスクールロイヤーを活用し、いじめに関する法的な助言や児童生徒等の心理的ケアを行う。

４　報道機関への対応

学校と教育委員会は、報道機関からの問い合わせに際し、個人が特定されず、児童生徒及びその保護者、教職員の人権が侵害されないよう十分配慮しながら対応する。

第４章　重大事態への対処

１　教育委員会又は学校による調査

（１）重大事態の意味

重大事態とは、法第２８条１項１号及び２号で規定する疑いが認められる場合を言う。

児童生徒や保護者から、いじめにより重大な被害が生じたという申立てがあったときは、その時点で学校が「いじめの結果ではない」あるいは「重大事態とはいえない」と考えたとしても、重大事態が発生したものとして報告・調査等に当たる。児童生徒又は保護者からの申立ては、学校が知り得ない極めて重要な情報である可能性があることから、調査をしないまま、いじめの重大事態ではないと断言できないことに留意する。

（２）重大事態の発生と報告

学校は、重大事態が発生した場合、法第３０条第１項の規定により、事態発生について、速やかに教育委員会を通じて、市長に報告しなければならない。

（３）重大事態に対する調査及び組織

教育委員会又は学校は、その事案が重大事態であると判断した場合は、速やかに当該事態に係る調査（法第２８条第１項の規定による調査、以下調査という）を行う。

調査の主体は、学校又は教育委員会となる。重大事態については、児童生徒の学校復帰や学びの継続に向けた支援につなげることを調査の目的として位置付けていることから、学校内の様子や教職員・児童生徒の状況は児童生徒が在籍する学校が最も把握していることを踏まえ、熊本市いじめ防止等対策委員会から指導助言を受けながら、学校主体で調査を行うことを原則とする。ただし、いじめを受けた児童生徒又は保護者の訴え、それまでの経緯や事案の特性等を踏まえ、必要に応じて教育委員会が主体となって調査を行うことも考えられる。

調査は迅速に行い、その方法については、国の基本方針や「いじめの重大事態の調査に関するガイドライン」等を十分参考にする。

なお、調査組織については、以下の３つが考えられる。

①　教育委員会等方式

教育委員会の指導主事等学校の設置者の職員のほか、必要に応じて弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー、いじめの研究者等の専門家が参画した調査組織とする。公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

②　第三者委員会方式

全ての調査委員が第三者で構成された調査組織とする。法第１４条第３項に基づき教育委員会に設置される附属機関「熊本市いじめ防止等対策委員 会」において実施することも考えられる。第三者委員会方式の場合には、原則として事務局機能を教育委員会が担う。

③　学校いじめ対策組織方式

各学校に設置されている（学校名）いじめ防止等対策委員会の職員のほか、必要に応じて、弁護士、医師、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカー等の専門家が参画した調査組織とする。公平性・中立性を確保する観点から、第三者性が確保された調査組織となるよう努める。

ただし、学校は、児童等がいじめを受けていると思われるときは、速やかに当該児童等に係るいじめの事実の有無の確認を行うための措置を講ずる（法第２３条第２項）。この措置により、事実関係の全貌が十分に明確にされたと教育委員会が判断できた場合は、熊本市いじめ防止等対策委員会の意見を聴取したうえで、再発防止策の検討を行い、新たな調査を行わないことも考えられる。

（４）調査結果の報告

①　教育委員会又は学校は、いじめを受けた児童生徒やその保護者に対して、事実関係等その他の必要な情報を提供する責任を有することを踏まえ、調査により明らかになった事実関係について、いじめを受けた児童生徒や保護者に対して説明する。

②　いじめを受けた児童生徒又はその保護者が希望する場合には、いじめを受けた児童生徒又はその保護者の所見をまとめた文書の提供を受け、調査の結果に添付すべき書類として市長に送付する。

なお、所見をまとめた文書は、いじめを行った児童生徒又はその保護者、学校、教育委員会も添付することができる。

（５）調査結果の公表

重大事態に対する新たな調査を行った場合、教育委員会は、いじめを受けた児童生徒及びその保護者へ調査報告書を手交し、公表の意思を確認する。公表の意思が示された場合、教育委員会は、報道機関への公表に向けた準備を行う。

２　市長による再調査及び措置

（１）再調査

市長は当該報告に係る重大事態への対処又はそれと同種の事態の発生を防止するために必要があると認めるときは、法第３０条２項の規定に基づき再調査を行うことができる。

再調査を行うに当たっては、その公平性・中立性を図るために、当該いじめ事案の関係者と直接の人間関係又は特別の利害関係を有しない者についての推薦等を職能団体や大学、学会から受け、第三者としての参加を図る。

（２）再調査の結果を踏まえた措置等

市長は、再調査の結果を議会に報告しなければならない。また、市長及び

教育委員会は、当該重大事態への対処又はこれと同種の事態の発生を防止するためにその結果を踏まえ必要な措置を講ずる。

第５章　再発防止への取組

１　いじめについての共通理解

①　学校は、職員会議等を通して、全ての教職員が学校いじめ防止等基本方針に基づいて対応することを徹底する。また、教職員がいじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有しながら組織的かつ一貫した対応を行う。

②　学校は、年間を通じて、適宜児童生徒がいじめの問題について系統的に学ぶ機会を設定する。

③　障がいのある児童生徒が加害者や被害者となるいじめについては、教職員が障がいの特性への理解を深めるとともに、個別の教育支援計画や個別の指導計画を活用して情報を共有する。また、当該児童生徒のニーズや特性、専門家の意見等を踏まえた適切な指導及び必要な支援を行う。

④　大規模災害等により被災し、避難生活を送っている児童生徒については、教職員が非日常的な環境による不安やストレスなどの心身への影響を十分に理解し、適切な心のケアを行いながらいじめの未然防止・早期発見に努める。

２　いじめに向かわせない態度・能力の育成

①　学校は、いじめ発生時における学校の対応方針をあらかじめ児童生徒や保護者に示すことで、安心して学校生活を送ることができる環境を整えるとともに、いじめの抑止につなげる。

②　学校は、児童会・生徒会活動等を通して、児童生徒がいじめの問題を自分事として捉え、主体的にいじめ防止に取り組む活動を推進する。

③　学校は、教職員及び児童生徒の人権意識を高めるための教育や啓発活動の充実を図る。

④　学校は、教育活動全体を通して、道徳教育や人権教育の充実を図る。

⑤　学校は、様々な体験活動や読書活動を通して、他者への理解や思いやりの心を育む。

⑥　学校は、集団の一員としての自覚やコミュニケーション能力等を育成する。人間関係から発生する困難に対して、前向きにかつ適切な対応ができる対人関係力を身につけさせる。

⑦　学校は、部活動等を通して、規範意識や協調性、責任感などの社会性を育成し、対人関係力の育成を図る。

３　いじめが起きにくい集団の育成

①　学校は、一人一人の大切さが理解できる授業づくりを推進する。

②　学校は、児童生徒間の人間関係を把握し、一人一人が活躍できる場を設定する。

③　学校は、児童生徒一人一人を大切にし、互いに認め合い支え合う学級づくりを進める。
④　学校は、児童生徒が人間関係に関する悩みや様々なストレスに適切に対処できる力を育む。
⑤　学校は、ＰＴＡ活動等において、保護者同士の相互理解を深めるための活動を促進する。

４　児童生徒の自己有用感や自己肯定感の育成

学校は、全ての教育活動を通して、児童生徒が主体的に行動し、自分が周囲の役に立っていると実感できる自己有用感や、自分のよさや可能性を認め、自分は大切な存在であると思える自己肯定感を育む。

おわりに

本市では、全ての児童生徒が安心して学び、健やかに成長できる環境づくりを目指し、本方針に基づく取組を着実に推進する。また、国の基本方針の見直しの考え方を踏まえ、熊本市いじめ防止等対策委員会等において、市の基本方針が実情に即して適切に機能しているかを定期的に検証し、必要に応じて見直しを行う。さらに、市の基本方針及び市立小・中・高等学校並びに特別支援学校における学校いじめ防止等基本方針の策定・運用状況を確認し、公表することで、いじめの防止等に継続して取り組む。

参考資料１

第５回までの審議のまとめ

１　児童生徒への対応に関すること

（１）これまでの基本方針には加害児童生徒への対応の流れが詳しく書かれていなかったので、新たに追記したいと考えている。以下のような対応の流れを考えているがいかがか。

【加害児童生徒への対応の流れ】

１　校長や教育委員会は被害児童生徒を守るため、必要と判断した場合に加害児童生徒を教室から離す（別室登校、出席停止など）。

２　学校は加害児童生徒の内省のために時間と場所を確保し、指導方針等を加害保護者に説明する。

３　指導にあたる教職員（管理職、生徒指導主事・主任、学年主任、担任等）は加害児童生徒の考えや気持ちを引き出すために対話する。

４　加害児童生徒は自分の考えや気持ちを整理するためにスクールサポーターやスクールカウンセラー等の面接を受ける。

５　加害児童生徒がいじめ行為以外の方法での周囲との接し方について学び、内省したことを文章や言葉で表現する。

※別室登校等の加害児童生徒は上記２～４までの対応が完了し、かつ、加害児童生徒と被害児童生徒の関係が修復された場合、教室復帰できる。

前回の審議での意見の要約

【全体の方向性】

・被害児童生徒の安全確保を最優先としつつ、加害児童生徒を単なる処分対象ではなく支援・教育の対象として捉え、学校だけで抱え込まず専門機関や保護者と連携しながら、行動変容と教室復帰を目指す仕組みにすべきである。

・先生や連絡する人の言葉の選び方によって受け取り方は変わってきてしまうところがあるので、こども本人や保護者にどう伝えていくか、というフロー図があるとよい。

【１についての意見】

・被害児童生徒の安全確保は最優先である。

・出席停止や別室登校は学校現場では実施のハードルが高いのではないか。

・出席停止や別室登校の条件や判断基準を明確にする必要がある。

・対応の流れの最初に出席停止や別室登校を示すと反発を招く可能性があるので、支援や指導を先に位置付けるという案もあるのではないか。

【２についての意見】
・特別な教育的ニーズ（スペシャルエディケーショナルニーズ）の考え方を取り入れ、個別支援計画を作成し、時間や場所を確保する必要があるのではないか。
・個別の支援計画を作成するのは学校だけでは難しいので、外部専門機関等を活用するべきである。
【３についての意見】
・加害児童生徒を単なる処分対象ではなく、支援を必要とする児童生徒として捉える視点が重要である。
・いじめを許さない集団づくりやソーシャルスキルトレーニングなど、予防的・教育的な取組も重要である。
【４についての意見】
・スクールカウンセラーだけでなく、スクールソーシャルワーカー、医療機関、教育支援センター、スクールロイヤーなどとの連携が重要である。
【５についての意見】
・「文章や言葉で表現する」だけでは不十分で行動変容につながったかが重要である。
・内省については、文章を書けない児童生徒のいるので、行動変容を確認するためのチェックリスト等による評価も検討すべきである。
【※についての意見】
・「加害児童生徒と被害児童生徒の関係が修復された場合」という復帰条件が曖昧であり、判断基準を示す必要がある。
・被害児童生徒側の保護者が納得できるよう、復帰判断の根拠を丁寧に説明する必要がある。
・教室復帰後も継続的な面談や支援を行う必要がある。

２　基本方針の方向性の検討

審議いただきたい点

（１）全体の構成は以下の４章構成でよいか。
・いじめの発生前、把握発見時、重大事態に対応するというタイムラインがわかるというところはよい。
・第２の３は地域・家庭もそうだが、児童生徒・保護者であるべきではないか。
・国のものとは違って４章立てにしたという意思そのものが大事なことだと考える。

（２）各レベルの表現等を含めて区分は適当か。

①学年組織が対応するレベル（イエローレベル）について
・学年だけで対応していると受け取られないよう配慮が必要である。
・管理職への報告体制を明示し、保護者に安心感を与えるべき。
・イエローレベルは学校で判断・解決できるレベル。
②学校組織が対応するレベル（オレンジレベル）について
・教育委員会と連携しながら判断・対応することが望ましい。
・イエローからオレンジへ移行する際の判断基準が極めて重要である。
・同じ行為が繰り返される場合はイエローレベルに留めるべきではなくオレンジレベルへ移行すべきである。
③学校外組織と連携し対応するレベル（レッドレベル）について
・重大事態調査の実施基準を明確化する必要がある。
・熊本市独自の重大事態判断基準を設けることに意義がある。
・レッドレベルの判断は校長の負担が大きいので、教育委員会等に相談できる仕組みが必要である。
④その他全般
・被害者の状態や加害行為の継続性などを評価できるアセスメントシートが必要ではないか。
・単発ではなく複数項目の累積で判断できる仕組み（例：サッカーにおけるイエローカード２枚でレッドカード）が望ましい。
・ガイドラインなどに盛り込むのはよいが、基本方針の中にレベル分けを入れるかどうかは議論が必要である。
・過去事例の蓄積を活用し、客観的なデータに基づいて判断することが必要。
・被害・加害だけでなく、保護者の状況も判断要素に加えるべき。
・仲直りを望むのか、接触回避を望むのかなど被害者側のニーズも判断材料に含めるべき。

（３）いじめの対応レベルは、学校が判断することになるが、判断の根拠となる基準をどのようにすべきか。
・判断は学校がするが、判断基準のひな形は教育委員会が作るべきである。
・学校ごとの判断のばらつきを防ぐため、共通の判断ツールであるチェックリストやアセスメントシートを整備すべきではないか。
・継続性や反復性（累積回数）、力関係や支配関係の有無、集団性などを確認する必要がある。
（例）一回の軽微な事案であればイエローレベルでも、繰り返される場合はオレンジレベルへの移行を検討すべき。
また、その基準を作っておくとよい。

・学校だけで判断するのではなく、教育委員会や外部の専門機関とも連携して判断する必要がある（特にレッドレベルについては）
・被害者やその保護者の意向も考慮すべきではないか

熊本大学教育実践研究　第35号，137－143，2018

学校におけるいじめ防止への提言
―教育組織のリスクマネジメント―

吉　田　道　雄*

A Proposal for Preventing Bullying in Schools
― Risk Management in School Organizations ―

Yoshida Michio

(Received October 3, 2017)

集団力学と人間行動

集団の中で個々人々がどのように行動するか，それにはどのような力が働いているか．そして，個々人の関係や行動がどのように創られ，それが当人たちだけでなく，周りの人々にどのような影響を及ぼすか．また，そこに如何なる力が働いているのか．筆者が関わり続けてきた〝Group Dynamics（集団力学）〟はこうした「人間集団」について探究し，その成果を現実の世界で応用することを目的にしている．したがって，その対象は「人間とそれが構成する集団のすべて」である．

その上で，筆者は「一人」の行動も「集団力学」の対象だと考えている．敗戦後から27年間にも亘ってグアム島に潜んでいた横井庄一陸軍軍曹や29年後までルバング島において「任務を継続」していた小野田寛郎予備陸軍少尉はいずれも「たった一人」で長い年月を生き抜いた．しかし彼等の「孤独な行動」を規定していたのは国の法であり，また社会の文化や規範であった．横井が帰国したのは1972年１月24日である．羽田空港に到着した横井の第一声が「横井庄一，恥ずかしながら生き長らえて帰って参りました」であったことはきわめて象徴的である．横井は軍人のとるべき行動規範が記された「戦陣訓　第八名を惜しむ」の「恥を知るもの強し．常に郷党家門の面目を思ひ，愈々奮励して其の期待に答ふべし．生きて虜囚の辱を受けず，死して罪禍の汚名を残すこと勿れ」を実直に守り続けてきたのであった．それはまさに社会から与えられたなすべき行動であり，そこからの逸脱は「郷党家門」にまで影響を及ぼすのである．このように「横井が一人で過ごした27年間」の「行動」は，家族までも含めた過去の社会とそこで展開した人間関係を前提にしてはじめて理解できることになる．われわれはこの世に生を受けたときから別の世界へ旅立つまで「社会という集団」と関わり続けていく．自然科学の領域では「真空」が「実在」するが，人間にとって「真空」は想定すらできないのである．

集団力学といじめ

現実の問題解決に資する研究と実践を進める「集団力学」にとって，「一人」を含めた「あらゆる集団」において発生する事象の「すべて」がその対象になる．そうしたなかに，学校における「いじめ」が含まれることは言うまでもない．そして，筆者はこの立場から学校におけるいじめについて仕事をしてきた．

その最初の関わりは1985年６月に熊本で開催された日本社会心理学会の「いじめに関する公開シンポジウム」であった．このときは熊本大学の鈴木康平氏（故人）・佐藤静一氏・篠原弘章氏との共同研究の一員として調査を実施した（鈴木・佐藤・篠原・吉田 1986）．それからすでに30年以上が経過した．このときすでに「いじめ」はシンポジウムで取り上げられるほど社会問題化していたのである．

その後も「いじめ」問題が解消されることはなく，さらに顕在化あるいは潜在化，深刻化し，マスコミが取り上げる件数も増加の一途を辿っている感がある．そして今日ではいじめを受けた子供たちが自ら命を絶つ事例が後を絶たない状況にまで至っている．こうした状況を踏まえ，文部科学省の「いじめの定義」も次第に修正が加えられてきた．さらに滋賀県におけるいじめ自死事件を契機に，2013年には「いじめ防止対策推進法」が交付された．

熊本県における「心のきずなを深めるシンポジウム」

こうした状況を踏まえ，熊本県教育委員会は2013年度から「心のきずなを深めるシンポジウム」を開

* 熊本大学大学院教育学研究科教職実践開発専攻：
〒860-0081　熊本市中央区京町本丁５番12号

催してきた．ここでその概略を見ておこう．

第１回　2013年（平成25年）６月８日

テーマ：いじめを許さない学校・学級を目指して

趣旨：「心のきずなを深める月間」の取組の一環として，児童生徒の発表等を実施し，小中学校の児童会生徒会が主体となる取組を，学校，家庭及び地域が一体となって支援し，いじめを許さない学校・学級づくりを推進する気運を高める．

参加者

⑴公立小中学校の校長又は教頭
⑵公立小中学校の生徒指導担当者
⑶市町村教育委員会担当者
⑷ＰＴＡ関係者
⑸児童生徒の発表者
⑹各教育事務所生徒指導担当指導主事 他

日程（抜粋）

⑴熊本県のいじめの現状報告と県教育委員会の取組
⑵児童会生徒会の「いじめを許さない」宣言文に関する協議
　①小学校の部　②中学校の部
⑶児童生徒による児童会生徒会の取組の発表
⑷教職員による学校の取組の発表
⑸「心のきずなを深める月間」標語の発表
⑹「いじめを許さない」宣言文の発表

「その他」として，参加者には「シンポジウム後，各管内，各市町村，各学校で復講等を行い，『いじめを許さない』宣言文を活用し，いじめを許さない学校・学級づくりのための方策の普及に努めること」が求められている．

第２回　2014年（平成26年）６月14日

「テーマ」および「趣旨」は前年度と同じ．

「参加者」は，上記⑴～⑷までは前年度と同じ．これに，以下のメンバーが追加された．

⑸行動計画・指標に関する協議を行う市町村立小中学校，県立学校の児童生徒
⑹児童会生徒会の取組発表を行う市町村立小中学校，県立学校の児童生徒
⑺高校生の運営スタッフ
⑻参加を希望する市町村立小中学校，県立学校の児童生徒
⑼教育庁関係課職員，各教育事務所生徒指導担当指導主事等

日程（抜粋）

⑴平成25年度「いじめを許さない宣言文」の確認
⑵「いじめを許さない行動計画・指標」に関する協議
　①小中学生の部（行動計画の協議）
　②高校生の部（行動指標の協議）
⑶児童会生徒会の取組発表
　小学校，中学校，高等学校，特別支援学校
⑷「心のきずなを深める月間」標語の発表
⑸「いじめを許さない」行動計画・指標の発表

第３回　2015年（平成27年）６月13日

「テーマ」および「趣旨」は前年度と同じだが，「参加者」については，やはり若干の違いが見られる．

参加者

⑴市町村立小中学校・県立学校の校長，副校長，教頭，主幹教諭又は生徒指導担当者

前年度までの⑴と⑵に県立学校関係者が加わり，主幹教諭・生徒指導担当者へと対象範囲が広げられた．

⑵の市町村教育委員会担当者および⑶ＰＴＡ関係者に変わりはない．

また⑷協議を行う市町村立小中学校，県立学校の児童生徒は同じだが，新たに⑸協議のコーディネーター及びアドバイザー（熊本県いじめ問題対策連絡協議会を構成する機関・団体及び熊本県いじめ防止対策審議会委員から）が参加することになった．

⑹以下は前年度と同じである．

日程（抜粋）

⑴協議（いじめを許さない宣言及び行動計画・行動指標の振り返りをとおして）
　①小中学生の部　「心のきずなを深める５か条」
　②高校生の部「生徒の立場からのいじめの防止等のための対策への提言」
⑵「全国いじめ問題子供サミット」の報告（県立中学校）
⑶児童会生徒会の取組発表
　市町村立学校，県立学校（高等学校，特別支援学校）
⑹「心のきずなを深める５か条」及び「生徒の立場からのいじめの防止等のための対策への提言」の発表

「その他」として，参加者には「シンポジウム参加後，各管内，各市町村，各学校で復講等を行うなど，いじめを許さない学校・学級づくりのための取組の

実践に努めること」とされている．その趣旨は同じ方向にあるが，「方策の普及」よりも「取り組みの実践」が強調されている．

さらに，「学校は，協議内容を踏まえ，学校いじめ防止基本方針の見直しを検討すること．なお，市町村に対しては，市町村教育委員会を通じ，協議を踏まえた市町村いじめ防止基本方針の見直し又は策定を検討するよう依頼する」と記載された．これはシンポジウムにおける「協議」の成果を実践に活かすことを意識したものである．

第４回　2017年（平成29年）６月17日

第４回目は2016年４月14日と16日に発生した熊本地震のため，翌2017年に開催された．

「テーマ」は引き続き同じだが，「趣旨」は以下に見るようにかなりの修正が加えられた．

「心のきずなを深める月間」の取組の一環として，学校におけるいじめの防止等（いじめの防止，いじめの早期発見及びいじめへの対処をいう．以下同じ．）の取組の実践発表や，教職員，教育関係者及び保護者等のいじめ問題に対する意識向上，とりわけいじめの重大事態の発生防止に資する講演等を実施し，学校と家庭，地域及び関係機関が一体となっていじめを許さない学校・学級づくりを推進する気運を高める．

それまでは，「児童生徒の発表等を実施し，小中学校の児童会生徒会が主体となる取組を…支援する」とされていた．そこでは「学校と家庭，地域学校，家庭及び地域」は「支援者」として位置づけられていた．これに対して，新たな趣旨では「教職員，教育関係者及び保護者等のいじめ問題に対する意識向上」が謳われている．児童生徒を支援することは当然として，大人の「意識改革」なくしては，学校におけるいじめの問題は解決の糸口さえ掴めないのである．また「いじめ防止対策推進法」に含まれる「重大事態」との文言も含められた．

こうした「変化」そのものが，「いじめ」が社会全体で，その防止と解決にあたらなければならない深刻な問題になっていることを示している．

そして「参加者」は「⑴市町村立小中学校（義務教育学校を含む．）及び県立学校の校長又は副校長」で各学校のトップが対象になった．「⑵市町村教育委員会担当者」および「⑶ＰＴＡ関係者」はこれまでどおりだが，新たに「⑷教育庁関係課職員，各教育事務所生徒指導担当指導主事　等」と「教育庁関係課職員」も含まれている．

日程（抜粋）

⑴実践発表

①天草市立有明中学校

②熊本県立北稜高等学校

実践発表はこれまでどおりだが，第４回は学校の管理職，市町村教育委員会，保護者が分科会に別れてそれぞれの立場に応じた研修を行った．

⑵分科会

①学校管理職部会（演習）

「いじめの重大事態への対応等について」

②市町村教育委員会部会（行政説明）

「『いじめの重大事態の調査に関するガイドライン』について」

③保護者部会（「親の学び」講座として）

「解決が困難ないじめ（疑いを含む）事案への対応について」

⑶講演

「児童生徒のいじめ防止と対応の基礎　－Never Ending Challenge－」

「その他」では，これまでと同様に「いじめ防止の取組み」と併せて，学校及び市町村が「（必要に応じて）学校いじめ防止基本方針の見直しを検討すること」も求めている．

学校におけるいじめ防止への提言

筆者は第４回目になる平成29年度「心のきずなを深めるシンポジウム」において「児童生徒のいじめ防止と対応の基礎　－Never Ending Challenge－」の演題で講演をし，その中で「いじめ防止と重大事態対応の基本」として「10個の観点」を提示した．ここでは，その具体的な内容を整理する．

１．児童生徒，保護者への情報発信

健全な「危機管理」には問題が発生する前の適切な「リスクマネジメント」が不可欠である．人間が社会や集団の中で生きていく限り問題が起きるのは当然である．したがって，われわれ身の回りに問題があることが問題ではなく，問題があるにも拘わらずそれに気づかないことが問題なのである．さらに問題に気づいてもその解決に尽力しないことこそが問題なのである．さらに関係者全員で「問題発見力」を磨いていくことも求められる．

こうしたことから，学校は問題が発生してからではなく，日頃から様々な働きかけをし，児童生徒が相談したり，連絡したり出来る方法などについて検討しておかなければならない．またそうした情報を児童生徒や保護者にも発信し続けることが期待され

る．その際にも，児童生徒が理解できるものにするために配慮すべきである．そのためには図解マニュアルを作るなど，さまざまな情報発信を試みることが必要である．たとえば，児童生徒，保護者，教師が「参画」して「図解マニュアル」を作成することなども有効な方法だと考えられる．とりわけ子どもが「自分たちがアイディアを出して創った」「自分たちの気持ちがわかっている」と考えるマニュアルであれば，そこに書かれていることを尊重する意識が高まるだろう．

2．日常からの関係づくり

教師は児童生徒が「何でも言える」「言ったら聞いてもらえる」と認識する関係を創ることが求められる．そこで重要になるのが教師の対人関係力である．それは指導内容に関する専門性に加えて身につけるべきものである．これが不充分であることから児童生徒との信頼関係を確立することができず，その結果として学級全体の活性化が阻害されている事例は枚挙のいとまがない．こうした状況下では児童生徒相互の関係にも問題が生じやすく，情報が確実に教師に伝えられることが抑制される．それによって，児童生徒間のいじめやその兆しの発見を遅らせ，対応が後手に回る可能性を高めるのである．このような状況を生み出さないために，教師は「対人関係力」を発揮して，児童生徒が「言いたいことが言える」「言ったら聴いてもらえる」関わりを創り上げていくことが求められているのである．

また，対人関係力は教師だけに求められるのではない．児童生徒がお互いに自分の考えや気持ちを発言し，それを受け止める．教師にはこうした関係を築き，それを通して相互に尊重し合う「風土や文化（常識）」を創り上げる「力」を育成するための働きかけを継続していくことが求められるのである．

筆者は，人間世界で発生するトラブルや事故の原因は「言いたかったが言えなかった」「言ったけれど聴いてもらえなかった」の２つに集約されると考えている．そして，それはいじめの問題にも共通しているのである．

3．教師の問題に対する感受性の向上

いじめを含めて学校で発生する「重大事態（問題）」の遠因を探れば，それが小さな問題からはじまったことが明らかになる．それは「重大事故（Fatal accident）」１件の前に29件の「軽微な事故（Minor injuries and Property damages）」があり，さらに300件の「ヒヤリハット（Near misses and Scary moments）」が潜在しているというハインリッヒの法則を引き合いに出すまでもなく，ほとんど例外が見出せないとまで言い切ることができる．したがって，「問題が小さい」段階で適切な対応をとることが重大事故を防止するのである．学校におけるいじめもまったく同様で，いじめが重大事態に至らないために教師には小さな問題に気付く感受性が求められる．

「リスクマネジメント」の観点からは，確率が低いという理由で適切な対応を怠ったために取り返しの付かない事態に至った事例がきわめて多い．われわれは，何か異変を感じても「おそらく大丈夫」と「確率的」に判断する傾向がある．それは「確率の低い」ことに対応することは心身にもまた経済的にもコストがかかるからである．しかし，そのことで重大な事態が起きてしまえば，避けたつもりのコストを遙かに上回る負担を抱え込むことになる．それどころか組織の存続すら危うくなるのである．公教育の場である学校で存続そのものが問題になることはないにしても，児童生徒に与える影響は深刻で，なおかつその将来にも問題を残す可能性もある．

こうしたことから，いじめに関しても「確率よりも確実」の基本的姿勢をもつべきである．さらに，確率が低い事態への対応が空振りに終わることがあると，類似した事態が起きたとき「これまでなかったから」や「これまでもあったから」と考えて問題を過小評価するおそれがある．こうした発想は「リスクマネジメント」の基本理念に反するものであることを関係者間で認識しておく必要がある．

4．管理職のリーダーシップ

いじめを防止し，問題が発生した際には迅速な対応でさらなる深刻な事態に至らないために校長が重要な役割を果たすべきことは言うまでもない．当初のきっかけが担任の対応に問題があったとしても，その後に校長がとった不適切な対応が問題を大きくした事例は枚挙のいとまがない．それは校長のリーダーシップの問題でもある．また，校長の対応によってはいじめの被害者だけでなく，経験の浅い担任教諭を心身共に追い込んでしまう可能性もある．それがこれから活躍すべき人材を潰してしまうとすれば，個人の問題ではなく教育界としての損失である．それだけ管理職である校長や教頭の責任は重いのである．

ところで，一般的に組織の管理職が自分の部下たちに，問題の対応について「任せろ」とか「任せる」といった発言をすることがある．こうした「ことば」は，それだけを聞くと，リーダーシップを発揮している者として肯定的に評価される傾向がある．いわゆる「大物」で「太っ腹」な人物をイメージするの

である．しかし，それは日頃から部下とコミュニケーションを図り，信頼関係が築かれているという条件が満たされておく必要がある．そうした望ましい関係を前提にしない管理職の「任せろ」「任せる」は到底リーダーシップとは言えない．

担任のクラスでいじめ問題が起き，保護者との対応にも困難を抱えた．そんなとき校長から「任せろ」と言われれば気持ちも落ち着く．それはよかったのだが，その後の対応や経過についてフィードバックがない．そのうち保護者や関係者から担任として何をしているのかと詰問される，責められる．そんなとき「私は何も聴いていません」と言い訳することなど許されない．それが担任を窮地に陥れることは想像に難くない．校長としては担任を矢面に立たせないという善意に基づく行動であるかもしれない．しかし，それでも当事者に適切な情報が提供されなければ，そうした配慮が問題をさらに深刻化することになる．ここでは「情報共有化」が欠かせないのである．

また，「任せる」が責任を伴わない「丸投げ」になることは許されない．それは事実として「丸投げ」でないとしても，当該教師からそのように「認識」されないための配慮が必要なのである．そして「任される」のは「自分に対する信頼」の結果であると受け止められることが求められる．さらに，「丸投げ」ではないのだから，いつも教師の対応を見守っており，必要なときには充分なバックアップをするという意思が伝わっていることも欠かせない．

また校長は公務で多忙であっても，問題が発生した際には率先して動くことが求められる．それによって問題が解決したり，その糸口を見出せる可能性が高まるのである．保護者たちから「担任に任せっきりでなく校長が問題解決の先頭に立った」との評価を受けて事態が収拾されたケースがある．その一方で問題が深刻化した末に，「そもそも校長がいろいろな役職で忙しく，学校で見かけることも少ない」といった批判を受ける場合もある．それが客観的な事実に基づいたものであるか否かについては判断が必要だが，「そのように見られる関係」は問題解決にとって障害になることは明らかである．

ところで，組織において「トップダウン」が必要なことは言うまでもない．しかし，それだけでは単なる圧力によるマネジメントになってしまう．学校においてもトップである校長は，教師たちの声を受け止める「グラウンドアップ（吉田 2016）」の重要性を認識し，それを実現するリーダーシップの発揮が求められる．また，管理職は問題への対応について「個人を責めない文化」の醸成を目指すことにも配慮する必要がある．こうした校長の態度と行動が，職員室においてお互いに「何でも言える」「言ったら聴いてくれる」雰囲気を創りあげるのである．

5．情報の共有化

職員室では情報を「共有化」し「共援化」をはかること．ただし，その際の集団的守秘義務については明確な基準を設定し，それを遵守する堅固な規範意識と行動が求められる．すべての教師が情報を共有化することで，当該児童生徒のきめ細かい観察と情報収集が可能になり，その結果として効果的な声掛けを含めた働きかけが実現する．

6．教育委員会への情報提供と協働

そもそも組織は「問題が発生しない」ために可能な限りの措置を執っておくことが求められる．それが「リスクマネジメント」の基本である．それでも問題は発生してしまう．それは不断に活動を続ける人間組織の宿命でもある．まったくリスクを伴わない活動はあり得ない．むしろ様々なリスクが想定されるのは，それだけ重要な仕事をしていると言うべきだろう．そして組織としては万全の対策をとっているつもりであっても事故が起こってしまった場合には，その後の対応が問題になる．それは狭義の「危機管理」である．そこでとりわけ重要になるのが初期対応である．学校における重大事態の発生に際しても，当初の対応が不適切であったために取り返しのつかない状況に陥ったケースはめずらしくない．

こうした事実を踏まえれば，とりわけいじめに関しては学校が独自に問題解決を図ろうとすることはきわめて困難なのである．それはいじめられた児童生徒の保護者の立場からは，最初から学校そのものが「いじめの当事者」と見られることが少なくないからである．もちろん，どんな問題でも「当事者同士」で解決されることが期待される．しかし，それができないからこそ，様々な問題が表面化し，当事者では解決できないほど深刻化してしまうのである．こうした事態を避けるためにも，より早い段階から，「学校」と問題の発生に関わった児童生徒とその保護者である「当事者」に加えて「第三者的」立場としての教育委員会への情報提供とそこからのサポートを得ることが不可欠になってくる．それもタイミングを逸すれば，関係した児童生徒や保護者からは，教育委員会も「学校側」と認識されてしまう．

7．情報の客観性の保証

いじめの問題は，当事者間で「言った」「言わない」といったことから深刻化し，その解決が困難になる

ケースが少なくない．こうしたトラブルの生起を回避するために，「当初」から第三者を立ち合わせることも情報の客観性を高めるための有効な手立てである．ここで「当初」とは，たとえば１，２回の話し合いで決着しなかったり，お互いの意見が食い違ったりした場合である．あるいは，「直感的」に結論を得ることが困難だと判断されたときである．いずれにしても，「早い段階」でということだ．そもそも，いじめ問題で保護者と学校側が話し合いをする状況では，すでに両者が「当事者」なのである．それでは「言った」「言わない」についての「客観的」判断すらできない．

ところで，その「第三者」はどのような立場の者が適切だろうか．いじめ問題に関しては外部の専門家を含めたいわゆる「第三者委員会」が設置されることがある．しかし，これは重大事態が発生するなど，問題が深刻化し，当事者で解決できなくなってから立ち上げられるものである．ここで提案している「第三者」とはそうした事態の発生を防止するために役割を果たすのである．

それではその「第三者」とはどのようなものが考えられるか．たとえばＰＴＡの保護者や学校評議員，また学校運営協議会委員などから選ぶことができる．あらかじめそうしたメンバーを数名ほど登録しておくのである．それは，学校における問題事態に対応する「人材バンク」といったものになる．ただし，問題が生じている当該学校の「人材」は「当事者」に近く，「第三者」としての客観性が担保できないことも考えられる．そうした問題を解決するために，たとえば隣接校区間で「第三者」を提供し合うといった，当事者の信頼が得られると同時に客観性も期待できる方法を採用することも考えられる．

いずれにしても，「早期」に「第三者」の同席を得て話し合いや情報交換を進めることで，問題の深刻化を回避することが可能になるのではないか．

８．情報の透明化と誤情報の伝播防止

問題が起きると，関係者の間で確たる根拠に基づかない情報が生まれがちである．いわゆる流言が発生するのである．それは，日常の会話の中で拡散することが少なくない．そうした情報はさらに単純化されたり，強調されたりしながら，関係者の間で「事実」とされてしまう．こうした事態を回避するためにも，可能な限り迅速でオープンな情報提供に努める必要がある．また，ここでも「第三者」が役割を果たす可能性もある．つまりは「利害関係のない者」としての立場から，「当事者たち」に広まった「事実」について情報を収集し，客観的な評価を行うのである．

なお，こうした問題では「学校が事実を隠している」といった認識と評価が生まれやすいことも理解しておかなければならない．そうした不信感が事実と異なる流言の発生につながることもある．また，これは「透明性」への期待でもある．それを実現するためにも，「第三者」が関わることで，学校としても必要な情報を可能な限り提供できる素地が生まれる可能性が高まるのではないか．

９．当事者の話し合いのルール作り

すでに，当事者の話し合いにおいては，ある程度早い段階から「第三者」が立ち合うことの必要性を検討したが，そうした状況下では，お互いに情報の客観性を保証するという趣旨から，「録音」について合意することを基本的な手続きとして考えていい．今日では事前の了解を得ないで会話が録音される事例も少なくない．こうした，いわば「こっそりと一方的に録音する」のではなく，お互いが重要な「記録」として納得しておくことが期待される．さらに，そうした手法を採用する場合には，たとえば記録の保存，消去についての手続きについてもあらかじめ基準を設置し，マニュアル化しておくことも重要である．

10．環境・状況整備

当事者との話し合いや面談を行う場合，その物理的環境が及ぼす心理的な影響についても日頃から検討しておく必要がある．当事者自身や取り扱われる内容，その程度などによって，校長室，教室，保健室，相談室など，状況に応じて適切な選択をすることが求められる．

とりわけ校長室は学校にとっては施設の一部であったとしても，その部屋の雰囲気が関係者に与える影響は一様ではない．こうした場合は，学校側が複数の場所を提示し，当事者である児童生徒や保護者たちが選択するといった配慮も求められる．そのような対応だけでもお互いの信頼関係を築く契機になるのである．

引用文献

文部科学省（2012）．いじめの問題に関する児童生徒の実態把握並びに教育委員会及び学校の取組状況に係る緊急調査結果について（概要）．

文部科学省(2013)．児童生徒の問題行動等生徒指導上の諸問題に関する調査　文部科学省ホームページ．

鈴木康平・佐藤静一・篠原弘章・吉田道雄（1986）いじめの

社会心理学的研究　熊本大学教育工学センター紀要，3，97-115.
吉田道雄（2014）人間行動における差別といじめ 熊本大学教育実践研究，31，171-176.
吉田道雄（2016）安全文化醸成とリーダーシップ：「集団化学」の視点から JAEA，59(6)，4-7.